

令和4年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

令和4年5月
国土交通省自動車局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた予防措置や取組の見直しも行いつつ、本運動の実施体制を確立するものとする。

国土交通省実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

本省等（各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む）を含む）は、自動車点検整備推進協議会（以下、協議会）及び協議会構成団体の地方組織が開催するイベントが円滑に実施されるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成するキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

本省等は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。

各地方運輸局及び各運輸支局等は、本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置く又は配布する。なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

また、本省等は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む）の利用（特に、10代から30代の若者世代に焦点）
- ・政府広報の利用
- ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

本省は、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、利用者の

目につきやすい場所へのポスターの掲示やデジタルサイネージの使用、チラシの配布について協力を要請する。

また、各地方運輸局及び各運輸支局等は、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

各地方運輸局及び各運輸支局等は、令和3年10月に新規追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

本省等は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員等（可能であれば来庁者も含む）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかける。

本省等は、協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下、連絡会）並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。

(3) 講習等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故や車両火災事故等を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。

さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策」（以下、車輪脱落事故防止緊急対策）に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等へ赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の

要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性和実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 利用者に対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

本省は、2回連続で前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。

各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施）。

各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、使用者へ周知する。

(2) 街頭検査等での啓発・指導

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。

また、積雪地域にあたる各地方運輸局及び各運輸支局等においては、冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査を実施し、脱輪防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。

各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、脱輪防止緊急対策1.(2)に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。

(3) 重点点検の実施

本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する（別添5に従って実施。各地方運輸局・日本バス協会・全日本トラック協会に対し要請、以下同じ。）。

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる

地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
- ・ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省等は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地方独自の実施事項等

- (1) 各地方運輸局又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む）は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。
- (2) 本省は、全国統一強化月間のほか、関東地方の地方独自強化月間においても各種取組を実施するとともに、協議会、連絡会、内閣府、警察庁、自動車技術総合機構本部及び軽自動車検査協会本部に関東地方の地方独自強化月間の時期について周知する。

協議会・連絡会構成団体実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

協議会は、「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための報道発表とともに、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベント等の開催に努める。その際、登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること（以下、イベントの開催に係る箇所について同じ。）。

なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所、媒体等を考慮し、終始興味をもってもらえるよう催し内容を工夫するとともに、現役の自動車整備士（例：技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等）から点検・整備のPRが行われることが望ましい。

協議会構成団体の地方組織は、地域の実情等を踏まえ、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。

なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。

- ・ 日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。

- ・ 定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。

キックオフイベント及び地域イベント等においては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。

協議会は、幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

ポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

定期点検整備未実施の使用者等に対しては、別添3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。

連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、脱輪防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。

マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。

ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。

なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。

ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>

スマートフォン・携帯電話 : <http://tenken-seibi.com/m/>

各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。

特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた使用者に対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。

各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。

社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を依頼する。

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力する。

2. 利用者に対する調査・指導等

(1) 街頭検査での啓発・指導等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等が実施する街頭検査での啓発活動に協力する。

(2) 重点点検の実施

国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する（別添5）。

また、各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響の与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、使用者の理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

3. 地方独自の実施事項等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く）は、関東地方の地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。

協議会・連絡会構成団体等別実施事項

1. 地域イベントの開催

日本自動車整備振興会連合会（日整連）、日本自動車販売協会連合会（自販連）、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

地域の実情等を踏まえ、より多くの利用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントを開催するよう努める。

その際、本実施細目「(1)」と同様事項に留意する。

2. マイカー点検教室等の開催

日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカー点検教室等の開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者の保守管理意識の高揚を図る。その際、先進安全技術の不具合事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、使用者への啓発に努める。
- c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

自販連その他自動車販売に係わる団体

ディーラー等の販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車の使用者にも啓発するように努める。

J A F

各支部では、マイカー点検教室等の開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

3.ポスターの掲示

自動車技術総合機構（自動車機構）

庁舎・検査場内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

軽自動車検査協会（軽検協）

事務棟・検査棟内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

日本自動車工業会（自工会）

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

自販連、全国自動車部品販売店連合会（全部協）、日本自動車輸入組合（輸入組合）、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）、全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、全国部品販売店連合会（J A P A D A）、全国オートバイ協同組合連合会（A J）社屋、店舗等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

日整連

社屋、整備工場等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

J A F

各地方本部、支部を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

全国自家用自動車協会（全自協）

各地方自家用自動車協会を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

日本バス協会（バス協）、全日本トラック協会（全ト協）、全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）

社屋、待合室、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

全国レンタカー協会（レンタ協会）

社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

J A T M A

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

関係団体

社屋、店舗等を訪れる来訪者の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

自動車事故対策機構（事故対）

運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

自動車機構

- a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。
なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。
- b) 定期点検整備未実施の使用者に対しては、各運輸支局等と連携して、法定点検が未実施だった場合の検査標章裏面に記載される事項を周知するとともに、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

軽検協

- a) 事務棟・検査棟に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。
なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。
- b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、チラシを配布し、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、J A P A D A、A J

- a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

日整連

- a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

J A F

- a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時等に配布するなど、あらゆる機会を捉えて周知する。特に、ロードサービス利用時に定期点検整備未実施の利用者に対して配布し、点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

日本自動車教育振興財団（教育振興財団）

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

バス協、全ト協、日本自動車部品工業会（部工会）、全部協、全タク連、全国石油商業組合連合会（全石商）、自動車検査登録情報協会（自検協）、BAJ、DP連、日本自動車車体工業会（車工会）、日本自動車部品協会（JAPA）、レンタ協会

- a) 傘下会員・事業者へ配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- b) 店舗等に利用者等が訪れる傘下会員・事業者においては、窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

日本損害保険協会（損保協会）、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

店舗等の窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

日整連

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

自工会

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

自販連、全軽自協、輸入組合

マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

- a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な作業及び点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 大型車の車輪脱落事故が多い地域においては、大型車の使用者等へ訴求効果のある時期や内容に配慮した広報に努める。

関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

自動車機構

啓発ワッペンを着用するとともに、各運輸支局等と連携して庁舎・検査場の来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

軽検協

啓発ワッペンを着用するとともに、事務棟・検査棟の来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室の来訪者等の目につきやすい箇所に、のぼりや垂れ幕、横断幕等を掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

バス協

乗合バス車両の前面に横断幕（バスマスク）を掲示することにより、自動車点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

軽検協

前検査を受検した使用者に対して送付する啓発ハガキの取り組みについては、国土交通省と連携して実施する。

自販連

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ(点検・整備の実施時期の告知機能等)の周知及び活用促進させることで、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策3.に基づき構成団体別実施事項を実施する。

また、大型車の使用者からタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業の依頼を受ける傘下事業者に対しては、車両の引き渡し時等において、使用者に「50km~100km走行後にホイール・ナットの増し締めの実施が必ず必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの確実な実施について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

全ト協、バス協、日整連、全タク連、全自協、レンタ協会他関係団体等

- a) 国土交通省が要請する重点点検(別添5、バス協・全ト協に対し要請)の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響の与える装置(例:エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等)の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される入庫した一般整備車両の黒煙測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置(例:エア・クリーナ・エレメント等)の点検・整備の重点実施について、傘下会員の整備事業者へ協力を依頼する。
- c) 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力を努める。

令和4年度自動車点検整備推進運動 アンケート調査実施要領

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしく願いいたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

調査期間

全国統一強化月間及び地方独自強化月間中を基本としますが、可能な範囲内で、年間を通じて取り組んでください。

調査対象

一般の自動車ユーザー、運送事業者

調査方法

- * 別添2-2のアンケート調査票(イベント以外で調査する場合は、問6、問7及びF4の文頭(波線部)の修正をお願いします)を必要部数印刷し、調査対象者に配布し、その後回収することで調査を実施します。なお、過去の調査票は調査内容が変わっているため使用しないようご注意下さい。
- * 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。
- * 回収した調査票は、適宜、運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2.に従って報告をお願いします。

集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、国土交通省自動車局整備課にて行います。

2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別添2-3)を添付して、 の送付先に の期限までに送付をお願いします。

なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で送付願います。

- * 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)

- * 調査実施日
- * 調査実施イベント等名称
- * 調査実施会場名
- * 調査対象の属性(一般又は関係者の別)
 - ・ 一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
 - ・ 関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に係る者(自動車整備専門学校等の場合には学校名を記載)

送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)
国土交通省自動車局整備課 整備係あて

送付期限

全国統一強化月間及び地方独自強化月間のうち遅い方の月の翌々月末まで(強化月間以外で実施したものは令和5年4月末まで)

管内の調査票をとりまとめていただき、上記の2回に分けて送付ください。

3. アンケート調査表回収努力目標

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、本運動の効果検証を行うため、地方運輸局毎のアンケート調査票回収努力目標を次の表のとおりとします。アンケートの回収率が上がるよう、可能な限りの取り組みをお願いします。

表. アンケート調査表回収目標

局名	目標数
北海道運輸局	200
東北運輸局	400
北陸信越運輸局	350
関東運輸局	1300
中部運輸局	650
近畿運輸局	550
中国運輸局	300
四国運輸局	200
九州運輸局	500
内閣府沖縄総合事務局	50
合計	4,500

令和4年度「自動車の点検・整備に関するアンケート」のお願い

このアンケートは、自動車のメンテナンス（点検や整備）に関するアンケートです。是非ご協力ください。

問1. 自動車に関する『点検・整備』について、お答えください。

a) 自動車ユーザーは、「車検」の他に法律で自動車の点検・整備による適正な状態の保持が義務付けられていることをご存知でしたか。

- 1. 知っていた 2. 知らなかった

b) 自動車ユーザーは、法律で走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期（洗車・給油時、長距離走行前）に「日常点検整備」の実施が義務付けられていることをご存じでしたか。

- 1. 知っていた 2. 知らなかった

c) 自動車ユーザーは、法律で一定期間毎（自家用乗用車は1年毎）に「定期点検整備」の実施が義務付けられていることをご存じでしたか。

- 1. 知っていた 2. 知らなかった

問2. 『日常点検整備』を実施していますか。

- 1. 乗る前にする 2. 時々する 3. 全くしない
問2-2. 問2で回答「3」とした理由を教えてください。【印はいくつでも】
1. 面倒だから 2. 車の性能がよく、トラブルが起きないと思うから
3. 知識がないから 4. 新車を購入したばかりだから 5. 定期点検をしているから
6. 車検を受けたばかりだから 7. その他（具体的に：_____）

問3. 『定期点検整備（一定期間ごとの点検）』を実施していますか。

- 1. 必ず実施（自家用乗用車は1年ごと）している
2. 車検の時（自家用乗用車は2年に1回）に実施している
3. 全く実施していない
問3-2. 問3で回答「2」、「3」とした理由を教えてください。【印はいくつでも】
1. 面倒だから 2. 日常点検をしっかりとっているから 3. 新車を購入したばかりだから
4. 時間がないから 5. お金がかかるから 6. 車検を受けているから
7. その他（具体的に：_____）

問3-3. 問3-2で回答「5」とした方、車検のとき以外の定期点検整備では、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料が、かからないことをご存知でしたか。

- 1. 知っていた 2. 知らなかった

問4. 最近1年間に、車を運転していて、次のようなトラブルを経験したことがありますか。

- 1. タイヤのパンク・バースト 2. ランプ類の故障 3. バッテリー上がり
4. エンジンの焼き付き 5. オーバーヒート 6. ブレーキ不良 7. ベルト切れ
8. その他（具体的に：_____） 9. 特にトラブルは経験していない

問5. あなたは、国土交通省が取り組んでいる『自動車点検整備推進運動』をご存知でしたか。

- 1. 知っていた 2. 詳しくは知らないが、聞いたことはあった 3. 知らなかった

問6. このイベントに参加されたきっかけを教えてください。

- 1. 点検・整備に興味があった 2. イベントに興味があった（興味のある催し：_____）
3. たまたま通りがかった 4. 友人に誘われたから 5. その他（具体的に：_____）

問7. このイベントに参加して、点検・整備が必要だと感じましたか。

1. 感じた(参考となった催し: _____) 2. 感じなかった

問8. 定期点検を確実に実施してもらうためには、どのような対策が必要と考えますか。【印はいくつでも】

1. 定期点検をしなかったときのペナルティーを設ける 2. 気軽に参加できるイベント、点検教室をもっと開催する
3. 定期点検の必要性を積極的に啓発する 4. 整備工場から定期点検時の点検費用と作業内容を案内する
5. 整備工場から定期点検時期の案内する 6. その他(具体的に: _____)

最後に、あなた自身のことについて、お聞かせください。

- F1. 性別 1. 男性 2. 女性
F2. 年齢 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60歳以上
F3. 所有自動車 1. 四輪自動車 2. 二輪自動車(車検有) 3. その他自動車 4. 所有無し

【複数選択可】

- F4. このイベント 1. はじめて参加 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目以上

_____ ご協力ありがとうございました _____

令和4年度 自動車点検整備推進運動アンケート調査票 送 付 票

記 載 項 目	備 考
管轄運輸局等	運輸局 総合事務局 調査実施地の管轄運輸局・ 沖縄総合事務局名を記載
実 施 地	県 調査実施地名を記載
実 施 日	自 至 ~ 1日のみの実施の場合は、 「自」のみに記入 以下の例に倣い、年・月・日の 順で記載 例：20220901 (2022年9月1日の場合)
調査実施イベント等名称	調査実施イベント等名称(マ イカー点検教室、出前講座*、 整備管理者選任前・後研修等) を記載。 *自動車整備専門学校等での 出前講座の場合は学校名を記 載。
調査実施会場名	会場の名称等を記入(支局 又は局の場合は、「支局 (局)」と記入する。
調査対象の属性	「一般」又は「関係者」のどち らかを記載。

調査実施会場、実施日ごとに1枚用意する。

計 枚

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
<ul style="list-style-type: none"> ・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料） 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料） 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料） 	-
-	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付、国自整第38号）
-	<ul style="list-style-type: none"> ・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付、国自整第196号）
-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付、国自整第321号）
-	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付、国自整第322号）
<ul style="list-style-type: none"> ・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付、国自安第249号、国自整第365号）

<ul style="list-style-type: none"> ・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付、国自安第268号、国自整第393号）
<ul style="list-style-type: none"> ・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付、国自整第16号、国自安第6号）
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付、国自安第58号、国自整第76号）
<ul style="list-style-type: none"> ・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付、国自整第127号）
<ul style="list-style-type: none"> ・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付、国自整第315号）
<ul style="list-style-type: none"> ・「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付、国自整第398号）
<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付、国自整第213号）

<ul style="list-style-type: none"> ・事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施（令和2年10月30日プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について（令和2年10月30日付、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）
<ul style="list-style-type: none"> ・事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故（令和2年12月15日プレス資料） 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ ～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します～（令和3年10月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について（令和3年9月30日付、国自安第88号、国自旅第250号、国自貨第57号、国自整第152号）
<ul style="list-style-type: none"> ・大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！ ～ 大型車の車輪脱落事故防止に向けて～（令和4年2月18日） 	-

事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の3ヶ月定期点検実施状況の確認・指導実施要領

令和4年4月
国土交通省
自動車局整備課

1. 確認・指導の目的

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠である。また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、点検整備の確実な実施が必要である。

しかしながら、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の点検整備の実施状況は十分であるとは言い難い状況にあることから、令和4年度の自動車点検整備推進運動（特に強化月間）において、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前周知の上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況について確認し指導等を行うこととしている。

このため、今般、以下2.及び3.のとおり確認・指導を行うこととし、これにより、前検査でユーザー車検を受検する事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者が、適切な点検整備の実施の必要性を理解し、より確実に点検整備を実施するようになることを目指す。

2. 確認・指導の実施方法等

検査の受付を行う運輸支局等の職員（以下、職員）は、前検査でユーザー車検を受検する事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者（以下、受検者）を対象とし、受付の際、以下のとおり確認・指導を行う。

(1) 点検整備記録簿の確認の実施

職員は、検査の受付時等において、受検者に対し、直近の3ヶ月定期点検時の点検整備記録簿の提示を求め、定期点検整備の実施状況の確認を行うものとする。

なお、上記の確認を実施することについては、本省より、独立行政法人自動車技術総合機構、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人ハイヤー・タクシー連合会及び一般社団法人全国個人タクシー協会に対し、受検者に事前周知を行うことを依頼することとしており、具体的には、自動車検査インターネット予約サービスのお知らせ欄を活用する。

(2) 点検整備記録簿の備え付けに係る指導

点検整備記録簿の提示について協力が得られなかった受検者に対しては、本確認が任意によるものであることに留意しつつ、点検整備記録簿の車両への備え付けが必要となっていることを伝える。

(3) 点検整備未実施者に対する指導

確認の結果、直近の3ヶ月定期点検整備が実施されていない者に対しては、検査に係る点検整備を実施していない者に対して行っている普段の指導に加

(別添4 - 1)

えて、点検整備推進運動のチラシ等を手渡すなどして、点検整備の必要性を説明するとともに、速やかに点検を実施するよう強力に指導する。なお、事業用バス及びタクシーにあつては、コロナウイルス感染症の影響で休車するとしてリストアップされた車両について、定期点検の義務が猶予されており指導の対象外であることに留意する。

また、事業用自動車の情報については、運送事業者監査の際の参考となるよう保安担当者に伝達する。

3 . 確認・指導の実施期間

確認・指導は、本運動の全国統一強化月間及び地方独自強化月間において実施するものとする。

なお、確認・指導の実施期間中は、各運輸支局等の窓口等においても、点検整備の実施状況等を確認している旨の掲示を行うなど、受検者への協力を呼び掛けるものとする。

4 . 確認状況の報告

各地方運輸局等は、別添4 - 2 及び4 - 3 について管内の運輸支局分をとりまとめるうえ、最終強化月間の翌々月末までに自動車局整備課あて電子メールで報告するものとする。

令和4年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した事業用自動車の3月点検整備実施調査

運輸局(総合事務局)

運輸支局	ユーザー車検を受検した事業用自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数	
			直近の3月点検整備未実施件数
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「うち前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。
3. コロナウイルス感染症の影響で休車するとしてリストアップされた事業用バス及びタクシーについては対象外とする。

令和4年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の3月点検整備実施調査

運輸局(総合事務局)

運輸支局	ユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数	
		直近の3月点検整備未実施件数	
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。

(掲示例)

前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自
家用大型貨物自動車の使用者の皆様方へ

検査受付時における直近の3ヶ月定期点検に
係る点検整備記録簿の提示のお願い

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠です。また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、点検整備の確実な実施が必要です。

このため、国土交通省では、「自動車点検整備推進運動」の強化月間中(9月・ 月)に、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、定期点検の実施状況について確認し、点検整備を推進しています。

つきましては、自動車検査インターネット予約システムのお知らせ欄等でもお知らせしておりますが、直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示へのご協力を、よろしくお願いいたします。

国土交通省 運輸局 運輸支局

令和4年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和4年5月
国土交通省
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)。
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

2. 実施期間

令和4年9月1日(木)から11月30日(水)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)。

3. 重点点検項目

- (1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・ チャンバ (*トラックの み)	ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)		タービン・ロータの回転具 合等(メーカー指定)	

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらず一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目に特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別添5 -

2の様式1)により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目に特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別添5-2の様式1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別添5-2の様式3)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和5年1月20日(金)までに別添5-2の様式2及び様式4により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。

事業者名				
保有台数	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち 12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス、及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
 フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
 試運転時、マフ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

「不適合」があった台数を記入(複数の不適合箇所があった場合も1台と計上)

下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 [1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]	必須記入		総走行距離別		初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数					
燃料装置の燃料漏れ(3月)	フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレタ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			クランプの取付状態	件	50超~100万km	台	H27~H24年	台
			クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台
電気装置の電気配線(3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			電気配線の干渉	件	50超~100万km	台	H27~H24年	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 接合部及びクランプに緩みなどが目視などにより点検する。 エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			ホースの劣化	件	50超~100万km	台	H27~H24年	台
			接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H23年以前	台
			エア漏れ	件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。		ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
制動装置のブレーキ・チャンバの機能(12月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。 (定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)		エア漏れ	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			チャンバ・ロッド戻りの異常	件	50超~100万km	台	H27~H24年	台
			損傷・劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		開閉不良	件	50万km未満	台	H28年以降	台
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		損傷	件	50超~100万km	台	H27~H24年	台
					100万km超	台	H23年以前	台
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
					50超~100万km	台	H27~H24年	台
					100万km超	台	H23年以前	台

運輸局 又は 運輸支局等

定期点検報告様式

配布事業者数		回収事業者数		回収率	
保有台数	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)	
定期点検実施台数					
	うち 12月点検				
定期点検実施率					

(点検後の留意点等)

点検整備作業終了後は、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
 フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのじみや漏れがないかを確認する。
 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

下記にない不具合については、左欄の「不適合台数」のみに計上。

ご協力いただける場合は、「不適合台数」の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。
 (距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 [1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]	必須記入		総走行距離別	初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数				
燃料装置の燃料漏れ (3月)	フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。	ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		クランプの取付状態	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
		クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 接合部及びクランプに緩みなどがなくスパナなどにより点検する。 エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。	他の部分との接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		ホースの劣化	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
		接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H23年以前	台
		エア漏れ	件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
				50超～100万km	台	H27～H24年	台
				100万km超	台	H23年以前	台
制動装置のブレーキ・チャンバの機能(12月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	エア漏れ	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		チャンバ・ロッド戻りの異常	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
		損傷・劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検	開閉不良	件	50万km未満	台	H28年以降	台
				50超～100万km	台	H27～H24年	台
				100万km超	台	H23年以前	台
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	損傷	件	50万km未満	台	H28年以降	台
				50超～100万km	台	H27～H24年	台
				100万km超	台	H23年以前	台
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
				50超～100万km	台	H27～H24年	台
				100万km超	台	H23年以前	台

(取りまとめ： 運輸支局)

事業者名	
------	--

保有台数	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ナットの緩み	ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万 km 未満	台	H28 年 以 隆	台
50超 ~ 100万 km	台	H27 ~ H24 年	台
100万 km 超	台	H23 年 以 前	台

ホイール・ナットの緩み報告様式

別添5-2
様式4

運輸局 又は 運輸支局等

配布事業者数		回収事業者数		回収率	
--------	--	--------	--	-----	--

保有台数	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ナットの緩み	ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルクレンチを用いるなどにより点検する。 JIS方式のダブルタイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルクレンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別	初度登録年別
50万km未満	H28年以降
50超~100万km	H27~H24年
100万km超	H23年以前

「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

定期点検報告様式

保有台数		回収率	
定期点検実施台数			
うち 12月点検			

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)
点検整備作業終了後は、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別の

下記にない不具合については、右欄の「**不適合**」台数のみに

「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

点検の実施方法		必須記	
1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、 1件 として計上		不適合	不具合別
タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 パイプのクラムの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ゴムの劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 軽年車は、クラムのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの クラムの取付状態 件 クラムのゴムの劣化 件 クラムの取付状態 件 電気配線の干渉 件 他の部分との接触 件 ホースの劣化 件 接合部、クラムの緩み 件 エア漏れ 件	

「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

ロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
制動装置のブレーキ・チャンバの機能(12月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ(チューブ)の接続部に石けん水などを塗布し、ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りや必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを点検する。(定期交換部品に該当するものは、目視などにより点検する。)	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを確認する。	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H27～H24年	台
車体損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食がないかを確認する。	ロッドのストロークの規定範囲外	件	100万km超	台	H23年以前	台
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めるターボチャージャー潤滑系の配管部品類の	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台

「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はありません。

【重要】 ホイール・ナット緩み報告様式については、複数回実施も点検結果を1枚にまとめて報告してください。

ホイール・ナットの緩み報告様式

別紙 4

「保有台数」については点検実施時点での台数を記入してください。

保有台数	台	台
------	---	---

回収率

大型トラック
(被牽引車)
を除く)

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別	初度登録年別
50万km未満	H28年以降
50超～100万km	H27～H24年
100万km超	H23年以前

「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、緩みがあった台数を記入してください。
ただし、複数輪及び複数のナットの緩みがあっても1台と計上してください。